

## 「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」の募集について

岬町社会福祉協議会・岬地区募金会では、平成 30 年 7 月の豪雨により各地で人的被害をはじめ家屋の倒壊等の甚大な被害を受けられた方々を支援するため、(社福)中央共同募金会が行う『平成 30 年 7 月豪雨災害義援金』を下記のとおり募集します。

- 1、義援金の名称 「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」
- 2、募集期間 平成 30 年 7 月 12 日～平成 30 年 9 月 28 日(土・日・祝は除く)  
月曜日～金曜日 午前 9 時 00 から午後 5 時 30 分
- 3、受付場所 岬町社会福祉協議会(岬町深日 3 2 3 8-2 4)  
電話 0 7 2-4 9 2-0 6 3 3 / 4 9 2-5 7 0 0
- 4、義援金の配分等 岬町社会福祉協議会・岬地区募金会で受付けた義援金は、(社福)大阪府共同募金会を通じて、(社福)中央共同募金会へ送金します。  
全国から集められた義援金は、(社福)中央共同募金会において、関係機関で構成される義援金配分委員会で決定し、市町村を通じて被災者に配分されます。
- 5、その他 義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、お申出下さい。

-----  
直接義援金を送金する場合は、下記の義援金受入口座へ送金して下さい。

【 義援金受入口座 : 平成 30 年 7 月 12 日から平成 30 年 9 月 28 日まで 】

金融機関	支店名	口座番号	名義等
ゆうちょ銀行	郵便振替番号	00180-7-634691	中央共同募金会平成 30 年 7 月豪雨災害義援金

\*ゆうちょ銀行：同行各店舗・郵便局の貯金窓口からの振込書による送金手数料は無料です。

\*この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当並びに地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当するため、税制優遇の対象になります。この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「平成 30 年 7 月豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。